

本庄地域定住自立圏の形成に関する協定書

本庄市(以下「甲」という。)と神川町(以下「乙」という。)は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)第4の規定によるものをいう。)を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が、相互に役割を分担して、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、圏域全体の発展と住民福祉の向上を図るため、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取組において、相互に役割を分担して、連携し、共同し、又は補完し合うこととする。

(連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割分担)

第3条 甲及び乙が、相互に役割を分担して、連携し、共同し、又は補完し合う政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号に規定するものとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

(ア) 医療体制の充実

a 取組の内容

医療体制の充実を図るため、救急医療の需要を調査、分析するとともに、本庄市児玉郡医師会をはじめとする圏域内外の関係機関との連携強化を図り、初期及び第二次救急医療体制を充実するための取組を実施する。

b 甲の役割

(a) 救急医療の需要調査を実施するとともに、医療体制を充実させるための検証を行う。

(b) 乙と共同して、救急医療体制を充実させるための事業の企画立案及び連絡調整を行う。

(c) 乙と共同して、救急医療に関する事業を実施する。

(d) 乙と共同して実施する救急医療に関する事業に係る事務処理については、甲が代表して行う。

c 乙の役割

- (a) 甲が実施する救急医療の需要調査及び医療体制を充実させるための検証に協力する。
- (b) 甲と共同して、救急医療体制を充実させるための事業の企画立案を行う。
- (c) 甲と共同して、救急医療に関する事業を実施する。

イ 福祉

(ア) 障害者福祉の充実

a 取組の内容

障害児者の自立した地域生活を支援するため、関係機関の連携強化による情報の共有化を推進し、相談支援や就労支援等の充実を図る。

b 甲の役割

- (a) 乙と共同して、障害者ニーズに対応できるよう、関係機関との情報交換等により連携強化を図る。
- (b) 乙と共同して、相談支援や就労支援等に関する事業を実施する。
- (c) 乙と共同して実施する相談支援や就労支援等に関する事業に係る事務処理については、甲が代表して行う。

c 乙の役割

- (a) 甲と共同して、障害者ニーズに対応できるよう、関係機関との情報交換等により連携強化を図る。
- (b) 甲と共同して、相談支援や就労支援等に関する事業を実施する。

(イ) 発達障害児への支援体制の充実

a 取組の内容

発達障害児への支援体制の充実を図るため、圏域内外の関係機関との連携強化を目指した調整を進め、発達障害児等に対する相談支援や関係者の資質向上に向けた研修等の取組を実施する。

b 甲の役割

- (a) 発達障害児への地域支援体制を充実させるための検証を行う。
- (b) 発達障害児への地域支援体制の共有・普及に向けた事業の検討を行う。

c 乙の役割

- (a) 甲が実施する発達障害児への地域支援体制を充実させるための検証に協力する。
- (b) 甲が実施する発達障害児への地域支援体制の共有・普及に向けた事業の検討に協力する。

ウ 産業振興

(ア) 農業の振興

a 取組の内容

農業の振興を図るため、農業の担い手を育成・確保するとともに、関係機関と連携しながら、就農等に関する情報の相互提供や発信、各種団体への支援等を行う。

b 甲の役割

(a) 乙及び関係機関から就農等に関する情報を収集するとともに、圏域内外にこれを発信する。

(b) 乙及び関係機関と連携して、各種団体への支援等を行う。

c 乙の役割

(a) 関係機関と連携して、就農等に関する情報を甲に提供する。

(b) 甲及び関係機関と連携して、各種団体への支援等を行う。

(イ) 観光の振興

a 取組の内容

(a) 観光の振興を図るため、観光情報を共有化するとともに、観光ルートの開発等を通して圏域の魅力を圏域内外に発信する事業を実施する。

(b) 観光農業の振興を図るため、特産品の紹介や開発等を通して、圏域外からの観光客を呼びこみ、消費の拡大に資する事業を実施する。

b 甲の役割

(a) 乙及び関係機関と連携して、観光情報を収集するとともに、圏域の魅力を圏域内外に発信する事業や消費の拡大に資する事業の企画立案を行う。

(b) 乙及び関係機関と連携して、圏域の魅力を圏域内外に発信する事業や消費の拡大に資する事業を実施する。

c 乙の役割

(a) 関係機関と連携して、観光情報を甲に提供するとともに、圏域の魅力を圏域内外に発信する事業や消費の拡大に資する事業の企画立案に協力する。

(b) 関係機関と連携して、圏域の魅力を圏域内外に発信する事業や消費の拡大に資する事業の実施に協力する。

エ その他

(ア) 消費生活相談体制等の充実

a 取組の内容

複雑化、多様化する消費者被害を防止するため、消費生活に関する取組を実施するとともに、必要な体制を整備する。

b 甲の役割

(a) 消費生活センターを設置し、圏域の住民を対象とした消費生活相談を実施する。

(b) 乙と共同して、消費者被害防止のための啓発・教育活動を企画立案し、実施する。

c 乙の役割

(a) 消費生活相談が円滑に実施できるよう、必要な支援や協力をを行う。

(b) 甲と共同して、消費者被害防止のための啓発・教育活動を企画立案し、実施する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(ア) 公共交通サービスの確保と公共交通ネットワークの構築

a 取組の内容

公共交通の利便性の向上を図るため、交通事業者等と連携して、生活路線として必要な公共交通体系を確保するとともに、利用者ニーズ等の現状を調査、分析し、効率的で効果的な圏域内の公共交通ネットワークを構築する。

b 甲の役割

(a) 交通事業者等と協議しながら、乙及び関係機関と連携して、生活路線として必要なバス路線の確保に取り組む。

(b) 利用者ニーズ等に即した新たな公共交通ネットワークやシステムの構築に向けて、乙及び関係機関と連携して調査研究を行う。

c 乙の役割

(a) 交通事業者等と協議しながら、甲及び関係機関と連携して、生活路線として必要なバス路線の確保に取り組む。

(b) 利用者ニーズ等に即した新たな公共交通ネットワークやシステムの構築に向けて、甲及び関係機関と連携して調査研究を行う。

イ 道路等の交通インフラの整備

(ア) 道路ネットワークの構築及び生活幹線道路の整備

a 取組の内容

日常生活の利便性の向上や安心・安全の確保等を図るため、主要幹線道路へのアクセス道路をはじめとする生活幹線道路の整備に関し、広域的な視点で協議を行い、圏域内の道路ネットワークの構築に向けた取組を進める。

b 甲の役割

生活幹線道路の整備に関し、広域的な視点で協議を行い、圏域の道

路ネットワークの構築に向けた取組を乙と連携して進める。

c 乙の役割

生活幹線道路の整備に関し、広域的な視点で協議を行い、圏域の道路ネットワークの構築に向けた取組を甲と連携して進める。

ウ 地域の生産者や消費者等の地域連携による地産地消

(ア) 地産地消の推進

a 取組の内容

地域の消費者ニーズに対応した地産地消を推進するため、関係機関と連携して、地産地消の普及啓発に向けた取組を推進するとともに、地場農産物のブランド化や販路拡大を図る。

b 甲の役割

- (a) 乙及び関係機関と連携して、地産地消の普及啓発活動を推進する。
(b) 乙及び関係機関と連携して、地場農産物の販路拡大に資する事業を推進するとともに、ブランド化に関する検討を行う。

c 乙の役割

- (a) 甲及び関係機関と連携して、地産地消の普及啓発活動を推進する。
(b) 甲及び関係機関と連携して、地場農産物の販路拡大に資する事業を推進するとともに、ブランド化に関する検討を行う。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材の育成等

(ア) 人材の育成等

a 取組の内容

人材の育成や研究機能の強化を図るため、早稲田大学をはじめとした地域の「学」や圏域内外の人材との連携・交流等を推進する。

b 甲の役割

- (a) 早稲田大学との協働連携に関する基本協定書に基づく取組を推進するとともに、乙と連携して、圏域への取組の拡大について検討する。

- (b) 乙及び関係機関と連携して、人材の育成や研究機能の強化を図るとともに、圏域内外の人材を活用した取組を推進する。

c 乙の役割

- (a) 甲が実施する早稲田大学との連携事業を支援するとともに、甲と連携して、圏域への取組の拡大について検討する。

- (b) 甲及び関係機関と連携して、人材の育成や研究機能の強化を図るとともに、圏域内外の人材を活用した取組を推進する。

(イ) 圏域内市町職員の研修等

a 取組の内容

職員の資質向上及び圏域内における共通課題に対応するため、圏域内の研修情報を共有化するとともに、必要に応じて外部人材の活用を図りながら、研修等を実施する。

b 甲の役割

(a) 甲が実施する研修等に関する情報を乙及び関係機関に提供するとともに、研修等に参加する機会を設ける。

(b) 乙及び関係機関と連絡調整を図り、研修等を実施する。

c 乙の役割

(a) 乙が実施する研修等に関する情報を甲及び関係機関に提供するとともに、研修等に参加する機会を設ける。

(b) 甲が実施する研修等に協力するとともに、乙の職員を参加させる。

(事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、甲乙協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 22 年 7 月 2 日

本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
甲 本庄市
本庄市長 吉 田 信 解

児玉郡神川町大字植竹 909 番地
乙 神川町
神川町長 清 水 雅 之